



7 高度医療評価制度・先進医療診療実施数

解説	<p>国立大学附属病院が教育・研究・診療の社会的責任に応えるためには新しい治療法や検査法を研究・開発する必要があります。しかし我が国ではそれらの新しい治療法や検査法に効果が認められるまでは公的医療保険の適用がなされません。そのため開発された新しい治療法や検査法は公的医療保険が適用されるまで、厚生労働省が認定する医療施設において、高度医療評価制度・先進医療診療として公的医療保険との併用により提供されます。高度な医療に積極的に取り組む姿勢、高い技術を持つ医療スタッフ、十分な設備などが必要となることから、本項目は先進的な診療能力を示す指標といえます。</p>												
実績	<table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>実施数 (件)</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成24年度</td><td>84</td></tr><tr><td>平成25年度</td><td>91</td></tr><tr><td>平成26年度</td><td>113</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>95</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td>107</td></tr></tbody></table>	年度	実施数 (件)	平成24年度	84	平成25年度	91	平成26年度	113	平成27年度	95	平成28年度	107
年度	実施数 (件)												
平成24年度	84												
平成25年度	91												
平成26年度	113												
平成27年度	95												
平成28年度	107												
定義	1年間の高度医療評価制度及び、先進医療診療の実施数です。												